

資料3

事業計画案の 修正箇所一覧表

平成27年3月17日(火)
平成26年度第9回行田市子ども・子育て会議

【本編部分】

ページ	記載箇所	修正前内容	修正後内容	修正理由
19	4	病児・病後児保育園の状況	病児・病後児保育事業の状況	事業名の訂正。
19	4	市内には病児・病後児保育園が	病児・病後児保育施設	施設名の訂正。
19	4	保育室名	施設名	項目名の訂正。
36	施策6-1	1) 交通安全意識の醸成 市内各小・中学校において、	市内各小学校において	交通安全教室は、意識の定着していない小学生を対象に行っているため。
36	施策6-2	1) 小・中学校における防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童生徒の防犯意識の高揚を図ります。	1) 防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童の防犯意識の高揚を図ります。	幼稚園、保育園、学童保育室等で行っていく事業であるため。
37	施策7-2	母子家庭への自立支援教育訓練給付などにより、	ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付などにより、	父子家庭も対象としている事業のため。
38	施策7-3	子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で障がいのある子どもの成長を応援できるように配慮した、障がい児保育や児童デイサービスを継続します。	子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で障がいのある子どもの成長を応援できるように配慮した、障がい児保育や児童発達支援を継続します。	施策の名称の訂正。
38	施策7-3	・障害児通所支援をはじめとした、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業などを実施して、能力や適性に応じた自立した日常生活と社会参加を促進します。	・障がい児が利用できる、能力や適性に応じた障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業などを通じ、自立した日常生活と社会参加を促進します。	事業内容が障がいの状況によって選択できることを表現したため。
38	施策7-3	・在宅サービス（居宅介護、デイサービス、短期入所等）の整備・充実を引き続き推進します。	・在宅サービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）の整備・充実を引き続き推進します。	障がい児の利用できるサービスの内容の訂正

ページ	記載箇所	修正前内容	修正後内容	修正理由
38	施策7-3	4) ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当や重度心身障害者医療支給制度などの各種制度の周知と利用促進を図ります。	・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当や重度心身障害者医療費助成制度などの各種制度の周知と利用促進を図ります。	制度名称の訂正
40	事業一覧	⑤ ・ <u>幼稚園における定期・一時預かり</u> ・ <u>一時保育</u>	・ <u>幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）</u> ・ <u>保育園等における一時預かり（預かり保育）事業</u>	事業一覧の名称を、事業名に訂正。

【用語集部分】

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
61	赤ちゃんの駅	オムツを替えたい時や授乳したい時に気軽に利用できる場所。	誰でも自由におむつ交換や授乳ができる店舗や施設。利用できる店舗や施設にはステッカーが貼ってある。
61	育児休業	育児休業制度（法第5条～第9条）に基づき、労働者が、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができ、それが定められている制度。	育児介護休業法に基づき、労働者が、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業を取得することができる制度。なお、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、取得できる。
61	一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	家庭での保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に、保育園及びその他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
61	核家族	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもの世帯。	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもで構成された世帯のこと。
61	家庭児童相談員	市子育て支援課内の家庭児童相談室で、子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、相談に乗る相談員。	子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行など、家庭での子どもに関わる悩みごと全般に対応する相談員
62	行田市健康増進計画・食育推進計画	健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画と、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画に位置づけられた計画	「だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念として、健康増進と食育を一体的に推進するために市が策定した計画。
62	行田市障がい者計画	障害者基本法第11条第3項に基づき、本市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるもの。また、障害者自立支援法（*平成24年度現在）第88条に定める「市町村障害福祉計画」の性格も併せ持っている。	「～いきいき・ふれあい・ぬくもり～共に学び、共に働き、共に生き、参加するまちづくり」を目標として、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、市が策定した計画。

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
62	行田市定住促進基本計画	定住促進・交流促進の双方に関する施策の基本的な考え方を示すとともに、新たな重点施策や分野を横断する効果的な定住・交流促進策を盛り込むことにより、第5次行田市総合振興計画に掲げる「定住人口」と「交流人口」を合わせた「まちづくり人口（100,000人）の実効性を高めるための計画。	行田市定住促進基本条例に基づき、人口減少に歯止めをかけ、活力あふれる元気な行田の実現に向けた定住促進策を総合的かつ計画的に実施するために市が策定した計画。
62	行田市ユニバーサルデザイン指針	まち、もの、サービス、情報などがすべての人にとって利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく上での考え方や行動の拠り所を示す指針。市民に対しては、市民生活を行ううえでの基本的な考え方や行動等についてまとめている。市に対しては、様々な施策や事務事業を遂行するうえでの基本的な考え方や行動等についてまとめている。	まち、もの、サービス、情報などがすべての人にとって利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく上での考え方や行動の拠り所を示すため、市が策定した指針。
62	くるみんマーク	次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができ、この認定を受けた企業の証のこと。	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業が厚生労働大臣から認定を受けていることを示すマークのこと。
62	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が <u>一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。</u>	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、 <u>その年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども</u> の数に相当する。
62	子育てガイドブック	子育て中の方やこれから子育てをされる方（妊娠期から就学前まで）の子育て支援情報誌。	子育てに関する市の施策や情報を掲載している冊子。
63	子育て支援センター	主に就学前のお子さんとその保護者が自由に遊び、交流できる場所。開設日数により、「地域子育て支援センター」「つどいの広場」と呼ぶ。	主に就学前の子どもとその保護者が自由に遊び、交流できる拠点のこと。行田市では、週3日以上5日未満開設している拠点を「つどいの広場」、週5日以上開設している拠点を「地域子育て支援センター」と呼んでいる。

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
63	子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年8月成立)の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。	「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27年4月からスタートする制度。
63	埼玉県子育て応援行動計画	「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」にも位置づけられた、埼玉県の少子化対策や子育て支援施策を総合的に推進していくための計画。	子ども・子育て支援法に基づき、都道府県が策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」などに位置づけられた、「埼玉県の少子化対策や子育て支援施策を総合的に推進していくための計画。
63	次世代育成支援対策推進法	保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われることを謳う法律で、行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。	次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するため、迅速かつ重点的に次世代育成支援対策を推進することを目的とする法律のこと。行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。
64	児童虐待	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど)に分類される行為。	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど)などの行為を児童に与えること。
64	児童センター	子どもたち(幼児～高校生)が自由に来館し、遊びを通して心と体の健康を育成するための施設。	遊びを通じて心と体の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で、乳幼児から18歳未満の幅広い児童が自由に利用できる。児童館ともいう。

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
64	自立支援教育訓練給付（事業）	母子家庭の母親の経済的自立を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有さない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の一定割合を支給する事業。	母子家庭及び父子家庭の親の経済的自立を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有さない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の一定割合を支給する事業。
65	待機児童	認定を受けて入所を申し込んだが利用していない児童。	保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）又は特定地域型保育事業の利用の申し込みがされているが、利用していない児童。
65	第5次行田市総合振興計画	市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されている計画。	本市の最上位に掲げる計画として、あらゆる政策、施策の指針となるものであり、自主的・自立的な行政経営の確立と豊かな地域社会の創造に向けて、市民と行政がまちづくりの方向性と課題をともに認識し、協働のもとに取り組むための指針として市が策定した計画。
65	第3次ぎょうだ男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、行田市における市町村男女共同参画計画。計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画にあたる。	男女がともに参画できる社会の実現を目指して、実践的な行動計画として市が策定した計画。
65	第2期行田市地域福祉推進計画	社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動計画である「地域福祉活動計画」について、平成26年度にこの2計画の第1期計画の計画期間が終了するにあたり、両者が相互に連携をとり地域福祉の推進に向けた各種施策を実施するために、両計画を一体化し、新たに「行田市地域福祉推進計画」として策定したもの	行政による福祉サービスの充実と、地域住民などによる相互の助け合い、支えあい活動の促進を両輪とした、地域福祉の推進のための各種施策を実施するための計画。

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
65	地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。	子ども・子育て支援新制度における、新たな市町村の認可事業であり、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分され、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保するための事業。
65	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。	市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
65	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。	市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業のこと。
66	特別支援教育	特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級における通級による指導など、障がいの種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級在籍児に対する通級による指導など、障がいの種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
66	トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業などの理由で、児童（小学生）の生活指導等の面で困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事を提供するなどの事業。	保護者の恒常的な残業などの理由で、児童養育の面で困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事を提供するなどの事業。
66	病児・病後児保育	病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。病院に委託しており、病院に病児保育を専門に担当する看護師を配置することで、保護者の子育て及び仕事の両立を支援していくもの。	病気治療中やその回復期にあり、保育園等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。医療機関や保育施設などに委託しており、病院に病児保育を専門に担当する看護師や保育士を配置することで、保護者の子育て及び仕事の両立を支援していくもの。

ページ	用語	修正前内容	修正後内容
66	ブックスタート事業	<u>4ヶ月児健診時にあわせて、赤ちゃんとうつくりと向き合い、楽しく暖かい時間を持つきっかけとなるように、絵本2冊を配付する事業。</u>	<u>赤ちゃんとうつくりと向き合い、楽しく暖かい時間を持つきっかけとなるように、4ヶ月児健診時に絵本2冊を贈呈する事業。</u>
66	放課後等デイサービス	<u>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供する事業。</u>	<u>学齢期の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う障害者自立支援給付事業。</u>
67	要保護児童対策地域協議会	<u>虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で円滑な連携・協力を確保対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。</u>	<u>虐待を受けている子どもなど、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で円滑な連携・協力を確保対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。</u>
67	療育	<u>障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。</u>	<u>障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療的な配慮のもとで育成すること。</u>